特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項及び黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成27年条例第39号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知できないため、同法第14条第10項及び同条例第17条第２項の規定により公告する。

平成29年１月26日　黒部市長　堀内　康男

記

１　建築物の所在等
住所　黒部市生地字神明町104番地
構造　木造瓦葺２階建
２　所有者等に命じる必要な措置の内容
１の建築物については、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、周辺の建築物や通行人等に対し甚大な被害を与えるおそれがあること、また、その危険度も切迫性が高いと判断されるため、当該建築物の全部を除却し、適法に処理すること。
３　措置の期限　平成29年２月10日
期限までに措置が行われない場合は、黒部市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が措置を行う。その場合、措置に要した費用を所有者等から徴収する。
４　黒部市役所の掲示場への掲示
この公告の内容は、黒部市公告式条例第２条第２項に規定する富山県黒部市三日市1301番地の黒部市役所の掲示場において掲示する。

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、岐阜県にその旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成29年１月26日

岐阜県知事　古田　肇

記

農事組合法人西濃オーストリッチファーム
岐阜県養老郡養老町大場871番地21
農事組合法人恵那新茸生産組合
岐阜県恵那市串原549番地
農事組合法人モンゴル茶屋
岐阜県恵那市上矢作町3237番地の６

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月二十六日
北海道帯広市東三条南十丁目二〇番地
有限会社安全タイヤ
清算人　髙橋　義美

解散公告

当社は、平成二十八年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
札幌市中央区北一条西十三丁目四番地
株式会社食の科学舎
代表清算人　山本　洋介

解散公告

当社は、平成二十九年一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目四番一二号
東北名鉄運輸株式会社
代表清算人　大内　長治

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
仙台市青葉区木町通二丁目一番一五―三〇二号
株式会社ＳＫＮ
代表清算人　佐藤　尚枝

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
茨城県笠間市笠間一〇九七番地一
株式会社河村接骨院
代表清算人　河村　和幸

解散公告

当社は、平成二十九年一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
茨城県水戸市千波町二八九八番地の一
水戸技術計算株式会社
清算人　古橋　一郎

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
群馬県邑楽郡板倉町大荷場六三八番地
有限会社石山農芸
清算人　石山　徳司

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
千葉県船橋市海神二丁目一六番二八号
株式会社エフリビングケア
代表清算人　藤原　元一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
東京都港区海岸一丁目一番一号アクティ汐留四三〇三
株式会社ベーシック
代表清算人　菅原　栄司

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
東京都新宿区高田馬場四丁目二番三八号
株式会社ユーキャン・キャリアサポート
代表清算人　品川　泰一

解散公告

当会社は、平成二十九年一月六日付株主総会決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
東京都千代田区有楽町一丁目一番三号東京宝塚ビル一六階
インフォアジャパンＭ３株式会社
代表清算人　ルゴッフ・ミッシェル